

## 議案件名（平成 29 年第 1 回定例会）

予算案	26件（補正予算8件、当初予算18件）
条例案	22件（制定3件、一部改正17件、廃止2件）
一般議案	8件（財産の取得1件、損害賠償額の決定1件、指定管理者の指定1件、 包括外部監査契約1件、議決事件の一部変更3件、市道路線の認定 及び廃止1件）

---

計 56件

## （ 予 算 案 ）

- 1 平成28年度千葉市一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成28年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 3 平成28年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 平成28年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成28年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 平成28年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 7 平成28年度千葉市病院事業会計補正予算（第1号）
- 8 平成28年度千葉市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 9 平成29年度千葉市一般会計予算
- 10 平成29年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算
- 11 平成29年度千葉市介護保険事業特別会計予算
- 12 平成29年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 13 平成29年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 14 平成29年度千葉市霊園事業特別会計予算
- 15 平成29年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算
- 16 平成29年度千葉市競輪事業特別会計予算
- 17 平成29年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算
- 18 平成29年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算
- 19 平成29年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算
- 20 平成29年度千葉市動物公園事業特別会計予算
- 21 平成29年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算
- 22 平成29年度千葉市学校給食センター事業特別会計予算
- 23 平成29年度千葉市公債管理特別会計予算
- 24 平成29年度千葉市病院事業会計予算
- 25 平成29年度千葉市下水道事業会計予算
- 26 平成29年度千葉市水道事業会計予算

## ( 条 例 案 )

### 1 千葉市職員定数条例の一部改正について (総務局 総務部 人事課)

職員の定数を改めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 地方分権一括法による市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、市立小中学校等の教職員の定数の決定に係る権限が県から移譲されることに伴い、職員の定数を改める。
  - ・ 職員の定数 7,525人 → 11,942人(+4,417人)
  - 教育委員会の職員 960人 → 5,377人(+4,417人)
- (2) 教育公務員特例法の規定により大学院修学休業をしている教員を定数外とすることができることとする。
- (3) 施行期日 H29. 4. 1

### 2 千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について (総務局 総務部 給与課)

厳しい財政状況を踏まえ、一般職の職員の給料の減額措置を継続する。

- (1) 職員の給料の減額措置の継続(概ね30歳未満の若年層を除く)

現 行	H29. 4. 1～H30. 3. 31
局部長級から主事等まで △6.0%～△1.2%	局部長級から主任主事等まで △5.0%～△1.0%

- (2) 施行期日 H29. 4. 1

### 3 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について (総務局 総務部 給与課)

厳しい財政状況を踏まえ、特別職の職員の給与の減額措置を継続するほか、行政委員会の委員等の月額報酬の支給方法を改める。

- (1) 給与の減額措置をH29. 6. 13まで継続する。

	市長	副市長	常勤の監査委員、病院事業管理者 及び教育長
給料	△20%	△10%	△10%
期末手当	△50%	△30%	△15%
退職手当	△50%	△10%	△ 5%

- (2) 監査委員、農業委員会の委員、固定資産評価員などの行政委員会の委員等が、疾病等により1月にわたって職責を果たすことができないと認められるときに、当該月分の報酬を支給しないこととする。
- (3) 施行期日 H29. 4. 1((2)については、公布の日)

#### 4 千葉県職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる「子」の範囲を拡大するとともに、介護休暇を分割して取得できることとするほか、所要の改正を行う。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業等の対象となる「子」の範囲が拡大されたことに伴い、「実親等の同意が得られなかったため、養子縁組里親ではなく、養育里親(養子縁組を前提としない里親)に委託されている子」を育児休業等の対象とする。  
※法改正による「子」の範囲の拡大  
「特別養子縁組の監護期間中の子」、「養子縁組里親に委託されている子」及び「これらに準じる者として条例で定める者」を育児休業等の対象とする。
- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じ、介護休暇の拡充等を行う。
  - ア 介護休暇を分割して取得できることとする(通算して6月以内、分割は3回まで)。
  - イ 介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、1日につき5時間(かつ1週間につき10時間)を超えない範囲内で勤務時間を短縮することができることとする(介護時間)。
  - ウ 公務の運営に支障がないときは、介護のために時間外勤務をしないことを承認しなければならないこととする(時間外勤務の免除)。
  - エ 育児に係る深夜勤務及び時間外勤務の制限、免除の対象となる「子」の範囲に「特別養子縁組の監護期間中の子」及び「養子縁組里親に委託されている子」を加える。
- (3) 施行期日 H29. 4. 1
- (4) 法改正 H28. 12. 2公布 H29. 1. 1施行

#### 5 千葉県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定める。

- (1) 国家公務員の配偶者同行休業制度に準じ、「休業期間延長後の満了日以降も配偶者の外国勤務が続くこととなり、その引き続くことが延長請求時に確定していなかった場合」に配偶者同行休業の期間を再度延長することができることとする。  
※配偶者同行休業  
職員が、外国で勤務する配偶者と生活を共にするための休業。休業期間は3年以内とし、期間の延長は原則1回
- (2) 施行期日 H29. 4. 1

6 千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について  
(総務局 情報経営部 業務改革推進課)

個人番号を利用する事務を追加するとともに、同事務における特定個人情報の利用範囲を定める。

(1) 個人番号を利用する事務及び同事務で利用する特定個人情報の範囲を定める。

個人番号を利用する事務	特定個人情報の利用範囲
地域子ども・子育て支援事業に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報

※特定個人情報

個人番号又はこれと対応する符号をその内容に含む個人情報

(2) 施行期日 公布の日

7 千葉市自転車を活用したまちづくり条例の制定について

(総合政策局 総合政策部 政策企画課)

市民等の安全、快適かつ自発的な自転車利用をもって、将来にわたり、自転車を活用したまちづくりを総合的に進めるための基本的な事項について定める。

(1) 市の責務及び市民等の役割

- ・ 市は、自転車を活用したまちづくりに関する計画を策定し、施策を総合的に推進する。
- ・ 市民等は、自転車を活用したまちづくりの考え方を理解し、自転車の利用促進及び安全利用に関する取組に自ら参画するよう努める。

(2) 自転車の特性等を踏まえた活用と利用促進

- ・ 市は、自転車の特性等を踏まえた有効な自転車の利用に関する周知等を行う。
- ・ 市民等は、自転車の特性等を理解し、有効な自転車の利用に努める。

(3) 自転車利用環境の整備

- ・ 市は、国等と連携し、自転車走行環境の整備を推進する。
- ・ 市は、事業者と連携し、自転車駐車場の設置を進める。

(4) 交通安全の確保等

- ・ 市は、自転車を安全かつ適正に利用するための周知等を行う。
- ・ 自転車利用者は、自転車の定期点検その他の必要な整備を行い、灯火、反射器材等を備え付け、乗車用ヘルメットを着用するとともに、自転車保険等の加入に努める。

(5) 自転車を活用したまちづくりの推進体制等

- ・ 市は、市民等と連携し、推進組織を構築するとともに、人材育成を行う。

(6) 施行期日 H29. 7. 1

## 8 千葉市介護保険条例等の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 介護保険課)

介護保険法の一部改正に伴い、新たに行う訪問事業及び通所事業に係る利用者負担割合の軽減措置を定めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 法改正により、介護予防給付の一部(介護予防訪問介護、介護予防通所介護)が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、同事業で行う訪問事業及び通所事業の実施に必要な次の事項を規定する。
  - ア 災害時等における利用者負担割合の軽減(現行の介護予防給付と同様の措置)
  - イ 高額介護予防サービス費相当費の支給(1月間の介護サービスの利用者負担額が基準額を超過する場合に超過額相当額を支給するもの。基準額は現行の介護予防給付における基準額と同額)
  - ウ 高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給(1年間の医療及び介護サービスの利用者負担額の総額が基準額を超過する場合に超過額相当額を支給するもの。基準額は現行の介護予防給付における基準額と同額)
  - エ 要支援者等がサービスを利用する場合の支給限度額
- ※介護予防・日常生活支援総合事業  
地域の実情に応じ、様々な担い手により要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行い、地域での支援体制の基盤づくりを通じて、地域包括支援システムの構築に資するもの
- (2) 施行期日 H29. 4. 1
- (3) 法改正 H26. 6. 25公布 H27. 4. 1ほか施行(事業の実施時期について経過措置あり)

## 9 千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

(消防局 総務部 総務課)

消防団員の報酬及び費用弁償の額を引き上げる。

- (1) 報酬の額を引き上げる。
  - ・主なもの
  - 団長 年額 74,000円 → 82,500円(+ 8,500円)
  - 副団長 年額 58,000円 → 68,000円(+10,000円)
  - 分団長 年額 41,000円 → 50,500円(+ 9,500円)
  - 部長 年額 31,000円 → 36,000円(+ 5,000円)
  - 班長 年額 29,000円 → 33,000円(+ 4,000円)
  - 団員 年額 27,000円 → 31,000円(+ 4,000円)
- (2) 費用弁償の額を引き上げる。
  - 水火災 1回につき 3,400円 → 3,800円(+400円)
  - 警戒・訓練 1回につき 2,900円 → 3,100円(+200円)
- (3) 施行期日 H29. 4. 1

10 千葉県消防関係手数料条例の一部改正について (消防局 予防部 指導課)

火薬類取締法の一部改正に伴い、火薬類製造許可手数料等を定める。

- (1) 地方分権一括法による火薬類取締法の一部改正により、火薬類の製造許可等に係る事務及び権限が県から移譲されることに伴い、許可等の申請の際に徴収する手数料を定める。  
 ・主な手数料

区 分	金額
火薬類の製造の許可	220,000円
火薬類の販売営業の許可	110,000円
火薬庫の設置又は移転の許可	73,000円
煙火の消費の許可	7,900円

- (2) 施行期日 H29. 4. 1  
 (3) 法改正 H27. 6. 26公布 H29. 4. 1施行(条例改正に係る部分)

11 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (市民局 市民自治推進部 市民自治推進課)

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法律の条項ずれ等に伴い、千葉県特定非営利活動促進法施行条例及び千葉市市税条例で引用する法律の条項の修正その他の規定の整備を図る。  
 (2) 施行期日 H29. 4. 1  
 (3) 法改正 H28. 6. 7公布 H29. 4. 1施行

12 千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部改正について (市民局 市民自治推進部 市民自治推進課)

特定非営利活動促進法の一部改正に準じ、指定特定非営利活動法人の事務所に役員報酬規程等を備え置く期間を延長するほか、所要の改正を行う。

- (1) 役員報酬規程等の備置期間等を延長する。  
 ア 指定特定非営利活動法人の事務所において、役員報酬規程等を備え置かなければならない期間を「作成の日から5年間経過後の事業年度の末日まで」に延長する。(改正前は「翌々事業年度の末日まで」)  
 イ 市における役員報酬規程等の閲覧対象を、過去5年間に提出を受けたものに拡大する。(改正前は、過去3年間に提出を受けたもの)  
 ※指定特定非営利活動法人  
 特定非営利活動法人のうち条例で定める基準(特定非営利活動の実績がある、収入のうち寄附の占める割合が10%以上であるなど)を満たした法人の申出により市が指定したもの。指定特定非営利活動法人に住民の福祉の増進に寄与する寄附をすると、寄附者には市民税の税額控除の優遇措置がある。  
 (2) 指定特定非営利活動法人の指定の申出に係る事項をインターネットにより公表できることとする。  
 (3) 指定特定非営利活動法人による200万円超の海外送金等について、事前の書類提出等を不要とする。  
 (4) 施行期日 H29. 4. 1  
 (5) 法改正 H28. 6. 7公布 H29. 4. 1施行

13 千葉県スポーツ振興基金条例の制定について

(市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

スポーツ振興基金を設置する。

- (1) スポーツ振興に資する施策を計画的かつ継続的に実施するための安定的な財源を確保するため、基金を設置する。  
＜積み立てる額＞  
市の積立金額、基金への積立てを指定された寄附金額
- (2) 施行期日 公布の日

14 千葉県文化交流プラザ設置管理条例の廃止について

(市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

文化交流プラザを廃止する。

- (1) 施設の維持管理に多額の経費負担を要すること、及び近隣に市の文化施設が集中的に立地し、利用率も低いことから、文化交流プラザを廃止する。
  - ・施設の概要
  - ア 位 置 中央区富士見1丁目3番2号
  - イ 構 造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上10階地下2階建て
  - ウ 面 積 約2,793㎡(敷地面積)、約21,680㎡(延床面積)
  - エ 設置時期 H19年度
  - オ 施 設 ホール及び控室、リハーサル室、会議室など(プール、トレーニング室及び温浴施設は、H26年度末に廃止)
- (2) 施行期日 H30.4.1

15 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

(環境局 資源循環部 産業廃棄物指導課)

土砂等の埋立て等を行う事業の許可申請に当たり、周辺住民への説明会の開催を義務付けるほか、所要の改正を行う。

- (1) 土砂等の埋立て等を行う事業(特定事業)の許可申請をするときに、当該申請に係る事業場の周辺に居住する者を対象とした説明会を開催することを義務付け、当該特定事業の内容等の周知を図ることとした。
- (2) 特定事業の許可基準に「申請者が暴力団員でないこと」等を加える。
- (3) 施行期日 H29.7.1

16 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課)

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法改正に伴い、条例で引用する児童福祉施設の名称の変更その他の規定の整備を図る。  
(改正前)情緒障害児短期治療施設 → (改正後)児童心理治療施設
- (2) 施行期日 H29. 4. 1ほか
- (3) 法改正 H28. 6. 3公布 H29. 4. 1ほか施行

17 千葉県学校教育審議会設置条例の制定について  
(教育委員会事務局 教育総務部 企画課)

学校教育審議会を設置する。

- (1) 学校教育の振興のための施策に関する基本的な計画に関する事項その他の学校教育に関する重要な施策について調査審議するため、教育委員会の附属機関として審議会を設置する。
  - ・委員 20人以内(学識経験者、関係団体を代表する者、市民等)
- (2) 施行期日 H29. 4. 1

18 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について  
(教育委員会事務局 学校教育部 県費移譲課)

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、市立小中学校及び特別支援学校の教職員の給与負担等が移譲されることに伴い、教育職給料表を改正するほか、所要の改正等を行う。

- (1) 地方分権一括法による市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、市立小中学校等の教職員の給与負担等が県から移譲されることに伴い、千葉県職員の給与に関する条例ほか12条例について必要な改正等を行う。
  - ・主な改正等
    - ア 教育職給料表を5級制とする。(現行は4級制)
    - イ 市立小中学校等の教職員の給与、勤務時間、休暇等は市制度の適用となるため、県制度からの移行に伴い必要な経過措置を設ける。
- (2) 施行期日 H29. 4. 1
- (3) 法改正 H26. 6. 4公布 H29. 4. 1施行(条例改正等に係る部分)

19 千葉市学校給食センター設置管理条例の一部改正について

(教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課)

休止中のこてはし学校給食センターの供用を再開するとともに、若葉学校給食センターを廃止する。

(1) こてはし学校給食センターの供用を再開する。(H22.10から休止し、建替工事を実施。H29.1に工事完了)

・施設の概要

ア 位 置 花見川区三角町782番地

イ 敷地面積 約6,164㎡

ウ 供給能力 8,000食/日

(2) 若葉学校給食センターを廃止する。

・施設の概要

ア 位 置 美浜区若葉2丁目8番地

イ 敷地面積 約7,022㎡

ウ 供給能力 7,000食/日

エ 設置時期 S57年度

(3) 施行期日 H29.4.1

20 千葉都市計画都地区土地区画整理事業施行規程の廃止について

(都市局 都市部 市街地整備課)

千葉都市計画都地区土地区画整理事業の終了に伴い、施行規程を廃止する。

(1) 千葉都市計画都地区土地区画整理事業の概要

ア 施行地区 都町、旭町、鶴沢町、道場南町の各一部(町丁名は条例制定当時のもの)(約88.6ha)

イ 事業認可 S37.8.28

ウ 換地処分公告 H14.9.6

エ 清算完了年度 H27年度

(2) 施行期日 公布の日

21 千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について  
 (都市局 建築部 建築指導課)

新たに地区計画が定められた千葉銀座地区の地区整備計画区域を条例の適用範囲に加えるとともに、千葉中央第六地区等の地区計画の変更に伴い、建築物の用途の制限を変更する。

(1) 千葉銀座地区地区整備計画の追加

・地区整備計画の概要

ア 適用区域 中央区中央2丁目及び中央3丁目の各一部(約3.4ha)

イ 主な制限内容

地区の名称	建築物の用途の制限(建築してはならないもの)
A地区	(1) 2階以下の部分を住宅等の用途に供するもの (2) 神社、寺院、教会等 (3) 集会場(葬儀を行うもの) (4) 納骨堂 (5) 性風俗特殊営業、電話異性紹介営業の用に供するもの
B地区	(1) 1階以下の部分を住宅等の用途に供するもの (2) 神社、寺院、教会等 (3) 集会場(葬儀を行うもの) (4) 納骨堂 (5) 性風俗特殊営業、電話異性紹介営業の用に供するもの

(2) 千葉中央第六地区等の地区計画の変更に伴う建築物の用途制限の変更

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正に準じ、一部の地区においてダンスホール等を建築してはならないものから除外する。

(3) 施行期日 公布の日

22 千葉市建築関係手数料条例の一部改正について

(都市局 建築部 建築指導課)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を定めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 法律の制定に伴い、非住宅部分が一定規模以上である建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準に対する適合性判定等の手数料を定める。

・主な手数料(建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料)

非住宅部分の面積	手数料の額	
	工場等の部分	工場等以外の部分 (モデル建物法による評価)
300㎡未満	9,200円	85,300円
300㎡以上2,000㎡未満	26,300円	142,900円
2,000㎡以上5,000㎡未満	78,700円	231,500円
5,000㎡以上10,000㎡未満	124,600円	302,300円
10,000㎡以上20,000㎡未満	157,300円	363,400円
25,000㎡以上	196,600円	426,300円

※モデル建物法

建物の外壁等の仕様を事前に設定したモデル建物に反映させて省エネ性能を簡易的に評価する方法

- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料について、審査が簡略化された場合の手数料を定める。

・主な手数料(低炭素建築物新築等計画認定申請手数料)

ア 非住宅部分(モデル建物法により評価を行った場合)

区 分	手数料の額	(参考)通常の手数料の額
非住宅部分の面積が300㎡以内のもの	87,000円	241,000円

イ 住宅部分(設計住宅性能評価書が添付されている場合)

区 分	手数料の額	(参考)通常の手数料の額
一戸建ての住宅	5,000円	34,000円
共同住宅(51~100戸)	81,000円	282,000円
共同住宅の共用部分 (300㎡以内)	9,300円	109,000円

※設計住宅性能評価書

登録住宅性能評価機関が評価方法基準に従って評価した書面。この評価において既に省エネルギー性能の技術的審査が行われていることから、審査が簡略化できる。

- (3) 施行期日 H29.4.1

- (4) 法制定 H27.7.8公布 H29.4.1施行(条例改正に係る部分)

## ( 一 般 議 案 )

### 1 財産の取得について (財政局 資産経営部 管財課)

取得財産	千葉中央コミュニティセンター民間所有持分
所在地	中央区千葉港2番1号
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下3階地上10階塔屋2階建
面積	延床面積51,801.61㎡のうち、 取得面積33,064.20㎡
取得予定価額	947,452,800円 (取得財産に係る土地賃借権の解消に要する費用を含む)

- (1) 取得の相手方 伊藤忠ビルディング株式会社
- (2) 建設年度 S49年度
- (3) 取得財産の概要 地下1階、1～3階、9階の一部、10階、その他共有部分

### 2 損害賠償額の決定について (病院局 市立青葉病院)

青葉病院において、子宮内組織を採取する手術を行った際、子宮及び腸管を損傷させた件について、損害賠償の額を定める。
--

- (1) 事故発生日 H23.11.28
- (2) 損害賠償額 6,128,543円
- (3) 相手方 中央区在住の女性

### 3 指定管理者の指定について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

施設の名称	稲毛海浜公園花の美術館ほか4施設
指定管理者	公益財団法人千葉市スポーツ振興財団
指定期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

#### (1) 施設の所在地

名称	所在地
稲毛海浜公園花の美術館	美浜区高浜7丁目2番4号
稲毛海浜公園稲毛記念館	美浜区高浜7丁目2番3号
稲毛海浜公園海星庵	美浜区高浜7丁目2番3号
稲毛海浜公園野外音楽堂	美浜区高浜7丁目2番1号
稲毛海浜公園稲毛民間航空記念館	美浜区高浜7丁目2番2号

#### (2) 指定管理者の概要

- ア 設立 H3.2
- イ 所在地 中央区問屋町1番20号
- ウ 従業員数 35人

4 包括外部監査契約について (総務局 情報経営部 業務改革推進課)

契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約の始期	平成29年4月1日
契約金額	18,000,000円を上限とする額
契約の相手方	公認会計士 大川 健哉

(1) 契約の期間 H29. 4. 1~H30. 3. 31

5 議決事件の一部変更について(旧千葉市立磯辺第二小学校解体工事に係る工事請負契約) (教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課)

工 期	変更前	契約締結日の翌日から300日間
	変更後	契約締結日の翌日から400日間 (契約締結日 平成28年6月24日)

(1) 議決年月日 H28. 6. 24

(2) 変更の理由

杭の引抜方法を変更したことに伴い工事に時間を要することから、工期を変更する。

6 議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺4丁目28-1工区)に係る工事請負契約) (都市局 都市部 市街地整備課)

契約金額	変更前	521,640,000円
	変更後	528,859,800円
工 期	変更前	契約締結日の翌日から平成29年3月18日まで
	変更後	契約締結日の翌日から平成29年8月31日まで (契約締結日 平成28年9月15日)

(1) 議決年月日 H28. 9. 15

(2) 変更の理由

施工に際して止水措置等の見直しが必要となったことから契約金額を変更するとともに、地下埋設物の切り回し工事の遅延により、本工事の着手に遅れが生じたことから、工期を変更する。

7 議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺4丁目28-2工区)に係る工事請負契約) (都市局 都市部 市街地整備課)

契約金額	変更前	452,520,000円
	変更後	460,320,840円
工期	変更前	契約締結日の翌日から平成29年3月18日まで
	変更後	契約締結日の翌日から平成29年8月31日まで (契約締結日 平成28年9月15日)

(1) 議決年月日 H28.9.15

(2) 変更の理由

施工に際して止水措置等の見直しが必要となったことから契約金額を変更するとともに、地下埋設物の切り回し工事の遅延により、本工事の着手に遅れが生じたことから、工期を変更する。

8 市道路線の認定及び廃止について (建設局 土木部 路政課)

認定	24路線
廃止	10路線

(1) 都市計画法に基づく開発行為等に伴う路線の認定及び廃止